

「郡山市建築監視員」の公印の紛失について

2023年6月20日
郡山市都市構想部
開発建築指導課
課長 鈴木 隆
TEL：924-2371

開発建築指導課が管理している「郡山市建築監視員」の公印を紛失しました。

- 1 紛失した公印 「郡山市建築監視員」の公印（古印体書 方21mm）

建築監視員の公印の用途

(1) 緊急性がある場合、違反建築物等の建築主・工事請負人等へ使用禁止命令・使用制限命令(注1)

(2) 緊急性がある場合、建築基準法令の規定に違反していることが明らかな工事中の建築物の建築主・工事請負人等へ施工停止命令(注2)

【建築基準法第9条の2】特定行政庁(郡山市長)は、政令で定めるところにより、当該市町村又は都道府県の職員のうちから建築監視員を命じ、前条第7項(注1)及び第10項(注2)に規定する特定行政庁の権限を行なわせることができる。

※当該公印は平成25年以降、使用実績はありません。

- 2 判明の経緯 令和5年6月1日に実施した備品調査により、3つの印箱（6個の公印を使用頻度に応じて3つの印箱に分けて鍵付きキャビネットにて保管）のうち、使用頻度の低い1つがないことに気づき、12日まで執務室及び別室の倉庫を探したが見つからず紛失したものと判断しました。
 ※庁内公印の管理状況調査は毎年度実施しており、令和4年8月29日に実施した調査時には、全ての公印を確認しています。

- 3 原因 令和5年3月に執務室のレイアウト変更を行っており、書類等の整理・移動時に、廃棄すべき書類を入れた段ボール箱に印箱ごと紛れてしまい、その後に持ち込んだ市クリーンセンターにて焼却廃棄したものと推測されます。

- 4 再発防止策 今後は、当課管理のすべての公印を1つの印箱に集約して管理をするとともに、日々の管理状況を課長がチェックし、退庁時の鍵付きキャビネットの保管を徹底します。

- 5 その他 当該公印については廃止手続きを行いました。現在、当該公印を使用した文書は発出していないことから、万が一、「郡山市建築監視員」の公印を使用した文書の情報がありましたら、上記までご連絡をお願いします。